

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(局の分課) 第五条 (略)</p> <p>局名 課名</p> <p>(略)</p> <p>地域政策 地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、公共交通政策課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課</p> <p>(略)</p> <p>商工労働 商工労働総務課、雇用労働政策課、人的資本経営促進課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、観光課</p> <p>(略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、総務局にDX推進チーム、経営企画チーム及び施策形成支援チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。</p> <p>(総務局各課の分掌事務)</p> <p>第八条 (略) 総務課―税務課 (略) 経営企画チーム (略)</p> <p>一 庁内連携に関すること。 三一九 (略)</p> <p>二 施策形成支援チーム―研究開発課 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(地域政策局各課の分掌事務)</p> <p>第九条 (略) 地域政策総務課―地域力創造課 (略) 公共交通政策課</p> <p>一 地域公共交通の維持・確保に関すること。 二 地域公共交通ネットワークの強化・利便性向上に関すること。</p>	<p>(局の分課) 第五条 (略)</p> <p>局名 課名</p> <p>(略)</p> <p>地域政策 地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課</p> <p>(略)</p> <p>商工労働 商工労働総務課、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、観光課</p> <p>(略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、総務局にDX推進チーム、経営企画チーム及び施策形成支援チームを、地域政策局に広島サミット推進チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。</p> <p>(総務局各課の分掌事務)</p> <p>第八条 (略) 総務課―税務課 (略) 経営企画チーム (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一八 (略)</p> <p>施策形成支援チーム―研究開発課 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(地域政策局各課の分掌事務)</p> <p>第九条 (略) 地域政策総務課―地域力創造課 (略)</p>

- 三 市町の生活交通再編支援に関すること。
- 四 新たな生活交通サービスの導入に関すること。

都市圏魅力づくり推進課―国際課 (略)

都市圏魅力づくり推進課―国際課 (略)  
広島サミット推進チーム

広島サミットに関すること。

2| 地域政策局に、第五条に規定する課のほか、交通対策担当課長を置く。

3| 交通対策担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 地域公共交通の維持・確保に関すること。
- 二 地域公共交通ネットワークの強化・利便性向上に関すること。
- 三 市町の生活交通再編支援に関すること。
- 四 新たな生活交通サービスの導入に関すること。

(健康福祉局各課の分掌事務等)

第十一条 (略)

(健康福祉局各課の分掌事務等)  
第十一条 (略)

健康福祉総務課

健康福祉総務課

一―六 (略)

一―六 (略)

七 広島県健康福祉センターに関すること。  
八 (略)

七 (略)

健康危機管理課

健康危機管理課

一―九 (略)

一―九 (略)

十 感染症対策の総合調整に関すること。

十一 感染症予防に関すること。

十二 予防接種に関すること。

十三 検疫に関すること。

十四 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。

十五 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。

十六 その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課・安心保育推進課 (略)

子ども家庭課

一―九 (略)

十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)に関すること。

十一―十五 (略)

十六 県の子ども家庭センターに関すること。

十七・十八 (略)

被爆者支援課 薬務課 (略)

医療介護政策課

一―三 (略)

四 在宅医療提供体制の整備に関すること。

五―七 (略)

医療機能強化推進課

一 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

二 地方独立行政法人広島県立病院機構評

医療機能強化推進課

一 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

二 地方独立行政法人広島県立病院機構評

医療機能強化推進課

一 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

二 地方独立行政法人広島県立病院機構評

八 地域保健対策協議会に関すること。

四 高齢者プランの推進に関すること。

五―七 (略)

被爆者支援課 薬務課 (略)

医療介護政策課

一―三 (略)

四 高齢者プランの推進に関すること。

五―七 (略)

被爆者支援課 薬務課 (略)

価委員会に関すること。

医療介護基盤課

一―二十三 (略)

二十四 地域保健対策協議会に関すること。

二十五―二十七 (略)

二十八・二十九 (略)

健康づくり推進課 (略)

医療介護保険課

一―三 (略)

四 高齢者プランの推進に関すること。

五・六 (略)

国民健康保険課 (略)

地域共生社会推進課

一―四 (略)

五 在宅医療に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

六―十一 (略)

社会援護課・障害者支援課 (略)

医療介護基盤課

一―二十三 (略)

二十四―二十六 (略)

二十七 広島県健康福祉センターに関すること。

二十八・二十九 (略)

健康づくり推進課 (略)

医療介護保険課

一―三 (略)

四・五 (略)

国民健康保険課 (略)

地域共生社会推進課

一―四 (略)

五 在宅医療に関すること。

六―十一 (略)

社会援護課・障害者支援課 (略)

2| 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、

新型コロナウイルス感染症対策担当課長を置く。

3| 新型コロナウイルス感染症対策担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

一 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関すること。

二 感染症予防に関すること。

三 予防接種に関すること。

四 検疫に関すること。

五 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。

六 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。

七 その他予防衛生に関すること。

(商工労働局各課の分掌事務)

第十二条 (略)

商工労働総務課・雇用労働政策課 (略)

働き方改革推進・働く女性応援課

一―三 (略)

職業能力開発課 (略)

イノベーション推進チーム

一―五 (略)

六―二十一 (略)

産業人材課

産業人材の育成支援及び確保に関すること。

(商工労働局各課の分掌事務)

第十二条 (略)

商工労働総務課・雇用労働政策課 (略)

人的資本経営促進課

一 県内企業に対する人的資本経営の促進に関すること。

二 リスキリング推進の支援に関すること。

三―五 (略)

職業能力開発課 (略)

イノベーション推進チーム

一―五 (略)

六 中小企業における経営の承継の円滑化

に関する法律(平成二十年法律第三十三

号)及び租税特別措置法(昭和三十二年

法律第二十六号)に関すること。

七―二十一 (略)

産業人材課

産業人材の育成支援及び確保に関するこ

と。(商工労働局中他課の所掌に属するも

のを除く。)  
 経営革新課  
 一一二〇 (略)

二十一・二十二 (略)  
 二十三 機動的な経済対策に関する事  
 (他局及び商工労働局中他課の所掌に属  
 するものを除く。)  
 二十四 (略)  
 県内投資促進課・観光課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)  
 第十四条 (略)  
 土木建築総務課―都市環境整備課  
 建築課

一一七 (略)  
 八 建築物のエネルギー消費性能の向上等  
 に関する法律(平成二十七年法律第五十  
 三号)に関する事。  
 九一二十四 (略)  
 住宅課・営繕課 (略)  
 二・三 (略)

(名称、目的等)  
 第十九条 (略)

主管局課	健康福祉局		名称	目的
	(略)	(略)		
医療機能強化推進課	(略)	(略)	地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構の業務の実績に関する評価その他同法又は地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例(令和六年広島県条例第一号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。	(略)
建築課	(略)	(略)	建築基準法の規定に基づき、知事又は建築主事等の処分に対する審査請求を裁定	(略)
土木建築局	(略)	(略)		

経営革新課  
 一一二〇 (略)

二十一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)に関する事。  
 二十二・二十三 (略)

二十四 (略)  
 県内投資促進課・観光課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)  
 第十四条 (略)  
 土木建築総務課―都市環境整備課  
 建築課

一一七 (略)  
 八 建築物のエネルギー消費性能の向上に  
 関する法律(平成二十七年法律第五十三  
 号)に関する事。  
 九一二十四 (略)  
 住宅課・営繕課 (略)  
 二・三 (略)

(名称、目的等)  
 第十九条 (略)

主管局課	健康福祉局		名称	目的
	(略)	(略)		
薬務課	(略)	(略)		(略)
建築課	(略)	(略)	建築基準法の規定に基づき、知事又は建築主事等の処分に対する審査請求を裁定し、	(略)
土木建築局	(略)	(略)		

(略)	(略)	し、及び壁面線の指定その他知事が行う処分について同意を行うほか、知事の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
(略)	(略)	

2-4 (略)

(各課の分掌事務)  
第四十二条 (略)

広島県西部厚生環境事務所  
厚生課

一—十二 (略)

十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関すること。

十四—二十四 (略)

保健課—試験検査課 (略)  
広島県西部東厚生環境事務所  
厚生課

一—十一 (略)

十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関すること。

十三—二十 (略)

保健課—環境管理課 (略)  
広島県東部厚生環境事務所  
厚生課

一—十一 (略)

十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関すること。

十三—二十 (略)

保健課—環境管理課 (略)  
広島県北部厚生環境事務所  
厚生課

一—十一 (略)

十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関すること。

十三—二十 (略)

保健課—環境管理課 (略)

(各課の分掌事務)  
第五十二条 (略)  
厚生課

一—十三 (略)

十四 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)に関すること。

十五—二十 (略)

保健課—試験検査課 (略)

(支所の各課の分掌事務)  
第五十七条 (略)

厚生課 (広島県西部保健所広島支所及び広島

(略)	(略)	及び壁面線の指定その他知事が行う処分について同意を行うほか、知事の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
(略)	(略)	

2-4 (略)

(各課の分掌事務)  
第四十二条 (略)

広島県西部厚生環境事務所  
厚生課

一—十二 (略)

十三 売春防止法に関すること。

十四—二十四 (略)

保健課—試験検査課 (略)  
広島県西部東厚生環境事務所  
厚生課

一—十一 (略)

十二 売春防止法に関すること。

十三—二十 (略)

保健課—環境管理課 (略)  
広島県東部厚生環境事務所  
厚生課

一—十一 (略)

十二 売春防止法に関すること。

十三—二十 (略)

保健課—環境管理課 (略)  
広島県北部厚生環境事務所  
厚生課

一—十一 (略)

十二 売春防止法に関すること。

十三—二十 (略)

保健課—環境管理課 (略)

(各課の分掌事務)  
第五十二条 (略)  
厚生課

一—十三 (略)

十四—十九 (略)

保健課—試験検査課 (略)

(支所の各課の分掌事務)  
第五十七条 (略)

厚生課 (広島県西部保健所広島支所及び広島

県東部保健所福山支所に限る。)

一一二 (略)

十三 診療放射線技師法に関すること。

十四一八 (略)

保健課(広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。)(略)

厚生保健課(広島県西部保健所呉支所に限る。)

一一二 (略)

十三 診療放射線技師法に関すること。

十四一三八 (略)

衛生環境課・試験検査課(広島県東部保健所福山支所に限る。)(略)

(名称、位置及び所管区域)

第六十六条 児童福祉法第十二条第一項、知的障害者福祉法第十二条第一項、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第一項及び行政機関設置条例第六条の規定により設置された子ども家庭センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部子ども家庭センター	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県北部子ども家庭センター	三次市十日市東四丁目	三次市、庄原市及び安芸高田市

2 前項の規定にかかわらず、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第三項各号及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項各号に掲げる事務については、広島市の区域は広島県西部子ども家庭センターの所管区域とする。

(所掌事務)

第六十七条 (略)

一一一 (略)

十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく困難な問題を抱える女性に関する相談、医学的又は心理学的な援助、自立支援等に関すること。

十三 (略)

十四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。(広島県西部子ども家庭センターに限る。)(略)

県東部保健所福山支所に限る。)

一一二 (略)

十三一七 (略)

保健課(広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。)(略)

厚生保健課(広島県西部保健所呉支所に限る。)

一一二 (略)

十三一三七 (略)

衛生環境課・試験検査課(広島県東部保健所福山支所に限る。)(略)

(名称、位置及び所管区域)

第六十六条 児童福祉法第十二条第一項、知的障害者福祉法第十二条第一項、売春防止法第三十四条第一項及び行政機関設置条例第六条の規定により設置された子ども家庭センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部子ども家庭センター	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県北部子ども家庭センター	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

2 前項の規定にかかわらず、売春防止法第三十四条第三項各号及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項各号に掲げる事務については、広島市の区域は広島県西部子ども家庭センターの所管区域とする。

(所掌事務)

第六十七条 (略)

一一一 (略)

十二 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。

十三 (略)

十四 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。(広島県西部子ども家庭センターに限る。)(略)

(各課の分掌事務)  
第六十九条 (略)

広島県西部こども家庭センター

総務企画課

- 一・二 (略)
- 三 児童、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に関する情報の収集及び提供に關すること。
- 四 児童、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に係る人材育成に關すること。

五 (略)

相談援助第一課及び相談援助第二課

一・一三 (略)

十四 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に關すること。

十五 (略)

女性相談課

一 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援等に關すること。

二 (略)

一時保護課

二 困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の一時保護に關すること。

広島県東部こども家庭センター

総務課 (略)

相談援助第一課及び相談援助第二課

一・一三 (略)

十四 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助等に關すること。

十五 (略)

一時保護課 (略)

広島県北部こども家庭センター

相談援助第一課及び相談援助第二課

一・一四 (略)

十五 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助等に關すること。

十六 (略)

(内部組織)  
第七十三条 (略)

農林水産事務所	課名	位置
広島県西部農林水産事務所	農村振興課、水産課	(略)

(各課の分掌事務)  
第六十九条 (略)

広島県西部こども家庭センター

総務企画課

- 一・二 (略)
- 三 児童、知的障害者、要保護女子等問題を抱えた女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に関する情報の収集及び提供に關すること。
- 四 児童、知的障害者、要保護女子等問題を抱えた女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に係る人材育成に關すること。

五 (略)

相談援助第一課及び相談援助第二課

一・一三 (略)

十四 要保護女子等問題を抱えた女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に關すること。

十五 (略)

女性相談課

一 要保護女子等問題を抱えた女性に關する相談、自立支援等に關すること。

二 (略)

一時保護課 (略)

二 要保護女子等問題を抱えた女性及び配偶者等からの暴力被害者の一時保護に關すること。

広島県東部こども家庭センター

総務課 (略)

相談援助第一課及び相談援助第二課

一・一三 (略)

十四 要保護女子等問題を抱えた女性に關する相談、自立支援、医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導等に關すること。

十五 (略)

一時保護課 (略)

広島県北部こども家庭センター

相談援助第一課及び相談援助第二課

一・一四 (略)

十五 要保護女子等問題を抱えた女性に關する相談、自立支援、医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導等に關すること。

十六 (略)

(内部組織)  
第七十三条 (略)

農林水産事務所	課名	位置
広島県西部農林水産事務所	農村振興課、水産課	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(各課の分掌事務)  
第七十四条 (略)

広島県西部農林水産事務所

農村振興課 (略)

水産課

- 一 水産業の構造改革の推進に関すること。
- 二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

- 三 水産基盤整備事業の推進に関すること。(建設事務所の所掌に属するものを除く。)
- 四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。

- 五 漁業法に関すること。

- 六 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測定に関すること。

- 七 遊漁船業の適正化に関すること。

- 八 (略)

(略)	(略)	水産第二課 呉市西中央一丁目
-----	-----	-------------------

(各課の分掌事務)  
第七十四条 (略)

広島県西部農林水産事務所

農村振興課 (略)

水産課

- 一 水産業の構造改革の推進に関すること。(水産第二課の所掌に属するものを除く。)
- 二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。(水産第二課の所掌に属するものを除く。)

- 三 水産基盤整備事業の推進に関すること。(水産第二課及び建設事務所の所掌に属するものを除く。)
- 四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。(水産第二課の所掌に属するものを除く。)

- 五 漁業法に関すること。(水産第二課の所掌に属するものを除く。)

- 六 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測定に関すること。(水産第二課の所掌に属するものを除く。)

- 七 遊漁船業の適正化に関すること。(水産第二課の所掌に属するものを除く。)

- 八 (略)

水産第二課

- 一 水産業の構造改革の推進に関すること。(呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

- 二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。(呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

- 三 水産基盤整備事業の推進に関すること。(呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。建設事務所の所掌に属するものを除く。)

- 四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。(呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

- 五 漁業法に関すること。(呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

- 六 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測定に関すること。(呉市、竹原市、



農村整備第一課―林務第三課 (略)  
 広島県東部農林水産事務所・広島県北部農林水産事務所 (略)

(事業所の名称、位置及び担当区域)

第七十六条 (略)

2| 前項の規定にかかわらず、水産業に関する事務については、広島県西部農林水産事務所、呉農林事業所の担当区域は、呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡とする。

(事業所の分掌事務)

第七十七条 (略)

2| 広島県西部農林水産事務所、呉農林事業所は、前項に規定する事務のほか、水産業に関する事務を分掌する。

(事業所の内部組織)

第七十八条 (略)

農林水産事務所に置く事業所の名称	課名
広島県西部農林水産事務所、呉農林事業所	農村振興課、水産課、農村整備課、林務課
(略)	(略)

(事業所の各課の分掌事務)

第七十九条 (略)

広島県西部農林水産事務所、呉農林事業所

農村振興課 (略)

水産課

一| 水産業の構造改革の推進に関すること。

二| 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

三| 水産基盤整備事業の推進に関すること。  
 (建設事務所の所掌に属するものを除く。)

四| 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。

五| 漁業法に関すること。

六| 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測定に関すること。

七| 遊漁船業の適正化に関すること。

八| 保護水面の管理に関すること。

東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

七| 遊漁船業の適正化に関すること。  
 (呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

八| 保護水面の管理に関すること。

九| 前各号のほか、水産業の指導及び奨励に関すること。(呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。)

農村整備第一課―林務第三課 (略)  
 広島県東部農林水産事務所・広島県北部農林水産事務所 (略)

(事業所の名称、位置及び担当区域)

第七十六条 (略)

(事業所の分掌事務)

第七十七条 (略)

(事業所の内部組織)

第七十八条 (略)

農林水産事務所に置く事業所の名称	課名
広島県西部農林水産事務所、呉農林事業所	農村振興課、農村整備課、林務課
(略)	(略)

(事業所の各課の分掌事務)

第七十九条 (略)

広島県西部農林水産事務所、呉農林事業所

農村振興課 (略)

九 前各号のほか、水産業の指導及び奨励に関すること。

農村整備課・林務課 (略)

広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所  
・広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所 (略)

(名称、位置及び所管区域)  
第九十三条 (略)

名称	位置	所管区域
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市、庄原市及び安芸高田市

(所掌事務)

第九十四条 (略)

一一一五 (略)

十六 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること。  
十七―二十 (略)

2 (略)

(内部組織)

第九十五条 (略)

建設事務所名	課及び事業所名
広島県西部建設事務所	建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差事業課、災害関連事業課
広島県北部建設事務所	管理課、用地課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課

(各課及び事業所の分掌事務)

第九十六条 (略)

広島県西部建設事務所

建設総務課―用地第一課及び用地第二課 (略)

農村整備課・林務課 (略)  
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所  
・広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所 (略)

(名称、位置及び所管区域)  
第九十三条 (略)

名称	位置	所管区域
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

第九十四条 (略)

一一一五 (略)

十六 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。  
十七―二十 (略)

2 (略)

(内部組織)

第九十五条 (略)

建設事務所名	課及び事業所名
広島県西部建設事務所	建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理第一課、管理第二課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差事業課、河川改良復旧事業課
広島県北部建設事務所	管理課、用地課、維持課、工務課、建築課

(各課及び事業所の分掌事務)

第九十六条 (略)

広島県西部建設事務所

建設総務課―用地第一課及び用地第二課 (略)

管理課 (略)  
維持第一課及び維持第二課・工務第一課及び工務第二課 (略)  
建築課

一一七 (略)  
八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること。

九一十一 (略)  
東部連続立体交差事業課 (略)  
災害関連事業課

一 災害関連緊急事業等の実施に関すること。

二 前号のほか、他課の所掌に属しない災害復旧に関すること。

広島県東部建設事務所  
管理課―港湾課 (略)  
建築課

一一七 (略)  
八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること。

九一十二 (略)  
福山幹線道路建設事業課・鞆地区まちづくり推進事業所 (略)  
広島県北部建設事務所  
管理課・用地課 (略)  
維持第一課及び維持第二課  
工務第一課及び工務第二課  
建築課

一一七 (略)  
八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること。

九一十二 (略)

第百条 (支所の内部組織)  
(略)

建設事務所に置く支所の名称	課名
(略)	(略)
広島県西部建設事務所安芸太田支所	建設総務課、管理用地課、維持課、工務課
広島県西部建設事務所東広島支所	管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課、災害関連事業課
(略)	(略)

第百一条 (支所の各課の分掌事務)  
(略)

広島県西部建設事務所呉支所・広島県西部建設事務所廿日市支所 (略)  
広島県西部建設事務所安芸太田支所  
建設総務課・管理用地課 (略)

管理第一課及び管理第二課 (略)  
維持第一課及び維持第二課・工務第一課及び工務第二課 (略)  
建築課

一一七 (略)  
八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。

九一十一 (略)  
東部連続立体交差事業課 (略)  
河川改良復旧事業課

三篠川災害復旧事業及び多治比川災害復旧事業に関すること。

広島県東部建設事務所  
管理課―港湾課 (略)  
建築課

一一七 (略)  
八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。

九一十二 (略)  
福山幹線道路建設事業課・鞆地区まちづくり推進事業所 (略)  
広島県北部建設事務所  
管理課・用地課 (略)  
維持課  
工務課 (略)  
建築課

一一七 (略)  
八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。

九一十二 (略)

第百条 (支所の内部組織)  
(略)

建設事務所に置く支所の名称	課名
(略)	(略)
広島県西部建設事務所安芸太田支所	建設総務課、管理用地課、土木課
広島県西部建設事務所東広島支所	管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課
(略)	(略)

第百一条 (支所の各課の分掌事務)  
(略)

広島県西部建設事務所呉支所・広島県西部建設事務所廿日市支所 (略)  
広島県西部建設事務所安芸太田支所  
建設総務課・管理用地課 (略)

<p>維持課 一・二 (略)</p> <p>工務課 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。 二 国又は県の補助により町等が行う土木工事の指導に関すること。 三 町の都市計画等の助言に関すること。 四 県の定める都市計画案の作成等に関すること。 広島県西部建設事務所広島支所 管理課―工務第一課及び工務第二課 (略)</p> <p>災害関連事業課 一 災害関連緊急事業等の実施に関すること。 二 河川改良復旧事業の実施に関すること。 三 前二号のほか、他課の所掌に属しない災害復旧に関すること。 広島県東部建設事務所三原支所・広島県北部建設事務所庄原支所 (略)</p> <p>(各課の分掌事務) 第百八条 (略) 総務課 (略) 港営課 一―六 (略) 七 広島県広島ヘリポートに関する事務のうち管理に関すること。 工務課 一―五 (略) 六 広島県広島ヘリポートに関する事務のうち技術的事項に関すること。</p>	<p>土木課 一・二 (略)</p> <p>三 土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。 四 国又は県の補助により町等が行う土木工事の指導に関すること。 五 町の都市計画等の助言に関すること。 六 県の定める都市計画案の作成等に関すること。</p> <p>広島県西部建設事務所東広島支所 管理課―工務第一課及び工務第二課 (略)</p> <p>(各課の分掌事務) 第百八条 (略) 総務課 (略) 港営課 一―六 (略)</p> <p>工務課 一―五 (略)</p> <p>広島県東部建設事務所三原支所・広島県北部建設事務所庄原支所 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。